

京田辺市建設工事の入札にかかる「設計違算」の取り扱いについて

京田辺市建設部

1. 設計違算の定義

「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛り等の適用により、金入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、設計図書の数と参考資料である内訳書等の数量に不整合が生じている場合や、数量・単位の取り違い、計上漏れ・二重計上等は、契約締結後に設計変更の対象として扱い、設計違算とはしないものとする。

2. 設計違算があることが判明した場合の取り扱い

(1) 開札前

当該入札の手続きを中止する。

(2) 開札（落札決定）後

当該入札の手続きを中止し、落札者の決定を取り消す。

ただし、当該設計違算が落札者の決定に影響しない場合は、当該入札の手続きを続行し、契約を締結することができるものとする。

なお、この場合、落札者と当該契約締結後、速やかに当該設計違算にかかる変更契約を締結するものとし、落札者がこれに応じないときは、入札の手続きを中止する。

3. 適用年月日

平成29年9月8日以降に開札を行う工事から適用する。